

# 子どもの貧困問題大阪ネットワーク規約

- 第1条 (名称) このネットワークは、「子どもの貧困問題大阪ネットワーク」と称する。
- 第2条 (事務所) このネットワークの事務所を大阪市内に置く。
- 第3条 (目的) このネットワークは、貧困の世代間連鎖を断ち切り貧困の解消のために、大阪府と自治体へ子どもの貧困対策推進法及び子どもの貧困対策大綱の具体的施策の実施への政策提言を行う。
- このネットワークに参加する団体・個人の活動交流及び各地域・分野における子どもの貧困に関わる活動の連携をはかる。ネットワークとして可能な事業を実施する。
- 第4条 (事業) このネットワークは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 「子どもの貧困問題」に関する実態を把握するための調査活動と自治体への施策提言
  - (2) 自治体への学習支援事業実施の要請及び提言
  - (3) 「子ども食堂」などそれぞれの地域で進められている諸取り組みとの関係づくりと可能な支援
  - (4) 子どもの生活・教育に関わる相談体制と参加団体・個人による相談活動
  - (5) その他必要と認める事業
- 第5条 (構成) このネットワークは目的(第3条)に賛同する団体・個人によって構成する。
- 第6条 (性格) このネットワークは各構成員の活動の特徴が反映され自主性が活かされるよう配慮した協議体とする。
- 第7条 (会議) このネットワークに構成員による全体会議及び役員による理事会を置く。
- 2 全体会議はこのネットワークの意思決定の場であり、理事会は活動を統括し、活動案を全体会議に提案する。理事会・全体会議は必要に応じて適宜開催する。会議は出席者の過半数により議決する。
- 第8条 (役員) このネットワークに次の役員をおく。
- 理事長：1名、副理事長：2名、理事：若干名、会計：1名 会計監査：2名
- 第9条 (役員の選出) 役員は、構成員の互選とし全体会議において選出する。
- 第10条 (役員の任期) 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 第11条 (役員の任務) 理事長は、ネットワークを統括し、理事会及び全体会議を招集する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときは職務を代行する。
  - 3 会計は、本会の会計を担う。
- 第12条 (顧問及び参与) このネットワークに顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会が全体会議に推薦し決定する。
- 第13条 (財政) このネットワークの運営は、構成員から徴収する会費、随時の寄付金及び協賛金で賄う。
- 第14条 (事業年度) このネットワークの事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 第15条 (その他) この会則の施行にあたり必要な事項は理事長が全体会議にはかつて別に定める。
- 2 会則の変更にあたっては全体会議で決定する。
- 付則
- 1 本会則は、2016年9月24日より施行する。
  - 2 会費は、年間、団体会員1口5,000円、個人会員1口1,000円とする。
  - 3 寄付及び協賛金は随時協力を依頼する。